様式第１号（第９条関係）

　　年　　月　　日

大牟田市モニター広告放映承認依頼書兼承認通知書

大牟田市長　様

モニター設置者　住所(所在地)

名　　　称

代表者氏名

大牟田市モニター広告放映について、次のとおり承認を依頼します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 依頼内容 | □新規　　□変更　　□取下げ | | | |
| 会社名 |  | | | |
| 所在地 |  | | | |
| 事業概要 |  | | | |
| 掲載期間又は変更・取下げ日 |  | | | |
| 広告絵コンテ |  |  |  |  |
| ナレーション内容 |  | | | |
| 変更内容・理由等  ※変更時のみ記載 |  | | | |
| 広告の掲載の承認の可否 | 可　・　否（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |

承認結果については、上記広告の掲載の承認の可否欄のとおりです。

年　　月　　日

大牟田市長　　　印

様式第２号（第９条第２項関係）

　　年　　月　　日

大牟田市モニター広告放映に係る承諾書

大牟田市長　様

広告掲載希望者　住所（所在地）

法人名（名称）

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先（電話番号）

　　（ファクス）

大牟田市モニター広告放映に当たり、大牟田市広告掲載要綱、大牟田市広告掲載基準、大牟田市モニター広告事業実施要領及び大牟田市モニター広告放映基準の内容を遵守するとともに、以下の事項について承諾します。

（１）大牟田市が市税の納付状況を調査すること。

（２）大牟田市がモニター設置者に対し通知する大牟田市モニター広告放映承認依頼書兼承認通知書に、広告の掲載を承認しない場合において、その理由（前号の調査結果を含む。）を記載すること。

（表）

様式第３号（第９条第２項関係）

**役員等名簿及び照会承諾書**

　　年　　月　　日

大牟田市長　　殿

（公共施設マネジメント推進課）

（届出者）　主たる事務所

の所在地

法人(団体)名

代表者名

当法人(団体)は、下記の役員名簿に相違ないことを誓約するとともに、当法人(団体)及びこの名簿に記載した者について、大牟田市広告掲載基準第５条に規定する要件に係る確認のため、暴力団又はその構成員との関係の存在に関し、大牟田警察署に照会することを承諾します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役　職 | (ふりがな)  氏　名 | 性 別 | 生 年 月 日 |
| 代表者 |  |  | **,**　　　　**,** |
|  |
|  |  |  | **,**　　　　**,** |
|  |
|  |  |  | **,**　　　　**,** |
|  |
|  |  |  | **,**　　　　**,** |
|  |
|  |  |  | **,**　　　　**,** |
|  |
|  |  |  | **,**　　　　**,** |
|  |

備考１　この書面に記載された個人情報については、大牟田市個人情報保護条例(平成14年12月27日条例第22号)の規定により、上記以外の目的には使用しません。

２　裏面の記入要領を参照し、記載してください。

（裏）

記入要領

1 　この書面には、次に該当する者を記載すること。

（１）株式会社については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）

（２）合名会社又は合同会社については、社員

（３）合資会社については、無限責任社員

（４）社団法人又は財団法人については、理事（代表理事を含む。）

（５）（１）から（４）までに掲げる法人以外の法人については、（１）から（４）までに掲げる役職に相当する地位にある者

（６）法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者

（７）次に該当する場合は、（１）から（６）に掲げる者のほか、次の者

　　　ア　支配人を置く場合は、支配人

　　　イ　支店長、営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長、営業所長その他の者

２　氏名は、戸籍に記載されている氏名を楷書で記載すること。

（表）

誓　　約　　書

年　　月　　日

大牟田市長　様

（公共施設マネジメント推進課）

（届出者）　住　　　　所

法人(団体)名

代表者名

私は、大牟田市が大牟田市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することがないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、大牟田市暴力団排除条例及び下記契約に係る暴力団の排除に係る各条項について説明を受け、これを了解し、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

１　大牟田市広告掲載基準第５条１３号から１６号（以下「暴力団排除条項」という。）のいずれにも該当しません。

２　大牟田市広告掲載基準第５条１３号から１６号に該当する事由の有無を警察に照会するため、役員名簿等を提出します。

**※上記１の大牟田市広告掲載基準第５条１３号から１６号（暴力団排除条項）の解釈の注意点**

（１）大牟田市広告掲載基準第５条１３号から１５号

　　　暴力団員である事実を知らずに、暴力団員を雇用している場合又は暴力的組織若しくは暴力団員である事実を知らず、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

（２）大牟田市広告掲載基準第５条１６号

　　　「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団員を自らが主催するパーティその

他の会合に招待するような関係又は暴力団員が主催するパーティその他の会合に出席

するような関係である。

（裏）

**〈大牟田市広告掲載基準第５条抜粋（暴力団排除条項）〉**

（規制業種及び事業者）

第５条　次の各号に掲げる業種及び事業者の広告は掲載しない。

　(13)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の統制の下にあるもの。

　(14)　暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているもの。

　(15)　法人等の役員及び構成員に、暴力団員及び暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者が含まれているもの。

(16） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有しているもの。